

会費に関する規定

令和元年5月23日

(趣旨)

第1条 この規定は、町会規約第6条の会費について定める。

(会費の金額)

第2条 町会規約第5条第1項に該当する会員の会費は、次の規定により徴収する。

- (1) 住宅（分譲マンションを含む）に二人以上で居住する世帯は、年額2,000円とする。
- (2) 住宅（分譲マンションを含む）に一人で居住する世帯は、年額1,000円とする。
- (3) 賃貸マンション・アパートなどに居住する場合は、一室年額1,000円とする。

2. 町会規約第5条第2項に該当する賛助会員の会費は、次の規定により徴収する。

- (1) 法人・団体・個人の賛助会費は、年額2,000円とする。
- (2) 第1項により会費を納入している会員が経営する会社・商店・アパートなどの賛助会費は免除する。

(入退会者の会費)

第3条 年度途中に入会した場合は、入会した月から年度末までの月割計算した額を納入するものとし、年度途中で退会した場合、既納入会費は返金しない。

(既定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、役員会の承認を経て、定期総会に報告する。

付則

- 1 この規定は、平成12年6月4日に制定、同日より施行する。
- 2 この規定は、平成14年5月23日一部改正、同年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、令和元年5月23日一部改正、同年4月1日から施行する。